

(5) 平自連としての加入促進活動

自治会（町内会）への加入促進については、各単位自治会（町内会）において、取り組んでいただいておりますが、平自連としても「自治会組織の強化充実」を重点目標の一つに掲げ、様々な加入促進活動を展開しています。



自治会加入促進に関する三者協定による取組

下記三者により協定を締結し、自治会加入促進に関する取組を行っています。

- ア. 三者 平自連、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部、平塚市
- イ. 締結日 平成 23 年 2 月 7 日
- ウ. 取組 【平自連】案内チラシや加入申込書等を作成する。



【宅建協会湘南中支部】住宅の販売や賃貸の仲介等を行う場合に加入申込書を入居世帯に配布し、自治会への加入を案内する。

【平塚市】一定規模（10戸以上）の共同住宅や宅地造成計画時の開発事前協議において、事業者に対し自治会加入について地元自治会との協議を依頼する。また、市民課において、市外からの転入者に対して自治会加入案内チラシを配布する。

【三者共同】自治会加入促進キャンペーンの実施

自治会加入促進用「のぼり旗」の掲出

各地区の盆踊り、地区レク、防災訓練等のイベント時に「のぼり旗」を掲出し、自治会加入をPRしています。

自治会加入案内「ポスター」や「チラシ」等の活用

ポスターの市内一斉掲出や各自治会（町内会）における未加入世帯へのチラシのポスティング等を実施しています。

自治会加入促進キャンペーン

毎年、平塚市緑化まつりで、自治会加入促進キャンペーンを実施し、来場者に自治会加入の啓発を行っています。

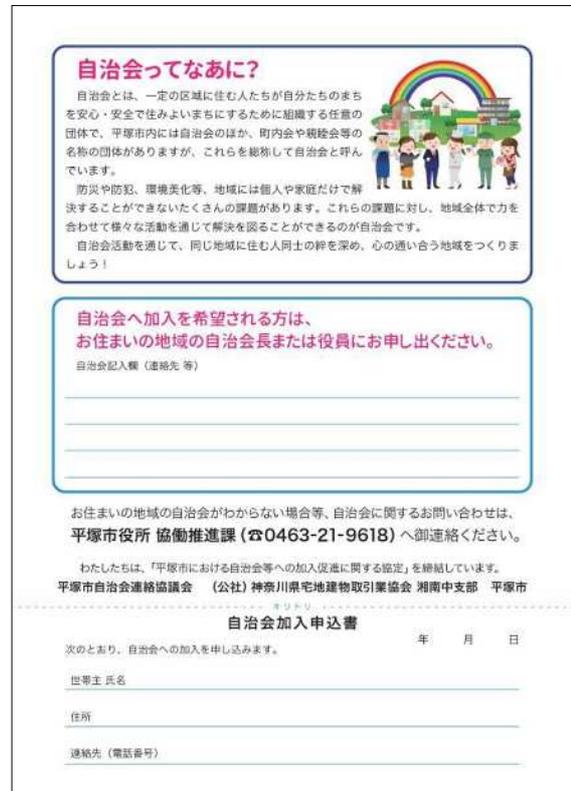


自治会加入促進用
「のぼり旗」

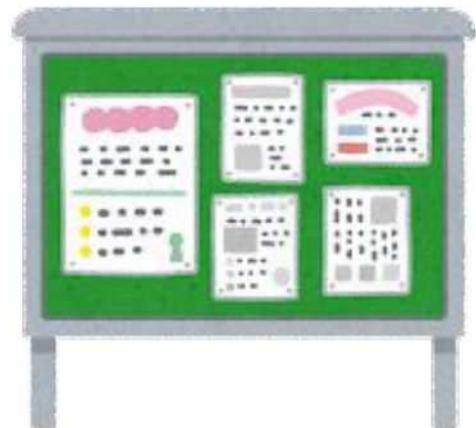
自治会加入促進キ
ャンプैन



自治会加入促進ポスター&チラシ



自治会加入促進啓発グッズ



ポスターやチラシ、啓発グッズは必要な場合は、協働推進課（Tel：21-9618）へお問い合わせください。

2. 平塚市自治会連絡協議会

(6) ホームページ

平自連では、平塚市が管理・運営している地域向けポータルサイト「地元密着!! ちいき情報局」にページを開設しています。

定例役員会や研修会等の事業の実施報告をはじめ、平自連だよりや自治会（町内会）のモデル規約、貸出に供している書籍や備品のリストを掲載しています。

【閲覧方法】

1.
2. 「地元密着!! ちいき情報局」トップページ内の
 をクリック

「ちいき情報局」の概要
は、P41をご覧ください

平塚市自治会連絡協議会
平自連の情報を提供しています。

年間行事 | 地域団体紹介 | 募集 | 運営組織 | 読者登録 | リンク

本日の訪問者 16
累計 211,448

記事検索 キーワード検索 検索

新着記事

- 2017/01/04 平自連だより 第89号
- 2017/01/04 平成28年度 第8回 定例役員会
- 2016/12/21 1月の自治会回覧
- 2016/11/29 12月の自治会回覧
- 2016/11/29 平成28年度自治会長研修会
- 2016/11/04 パネル展で活動をPRしました
- 2016/11/04 平成28年度 第7回 定例役員会

平自連だより 第89号 [平自連だより]

2017/01/04 8:54:23

平自連だより 第89号を発行しました。

【発行日】平成29年(2017年)1月1日

【主な内容】

- 平自連会長あいさつ
「『共助近所』の輪を更に大きく」
- 平塚市長あいさつ
「安心・安全に暮らせるまちへ」
- 防災活動の推進
「地域防災で“共に助け合う心”を！」
- 連合会長研修会報告
「町田市町内会・自治会連合会を視察」
- 自治会長研修会報告
「住民を惹きつける、魅力ある自治会づくり」

平自連だより第89号.pdf

(7) 貸出用の書籍、DVD、備品

平自連では、各自治会（町内会）で活用できる書籍やDVD、備品等を揃えています。貸出は協働推進課（Tel：21-9618）で行っています。

平自連文庫（書籍、DVD）

地域活動の参考となる書籍やDVDを収集し、貸出を行っています。

【ジャンル】自治会運営全般、地域経営、防災、環境等

【貸出期間】原則2週間以内

平自連文庫の一覧（リスト）は  に掲載しています。

（閲覧方法はP26を参照）



平自連所有の備品

自治会（町内会）活動で利用できる備品を収集し、貸出を行っています。

【貸出期間】原則5日以内

【備品一覧】

品名	数	規格・寸法
パソコン	1	富士通 LIFEBOOK MH75/H1
デジタルカメラ	1	Panasonic FX77 LUMIX
ビデオカメラレコーダー	1	SONY HDR-CX680
スクリーン	1	90cm×120cm
プロジェクター	1	EPSON EB-X8
プロジェクター置台	1	折りたたみ式
スピーカーフォン	4	YAMAHA YVC-330
360°カメラ	1	RICOH THETA SC2
ドローン	1	TELLO COMB
ワイヤレスアンブ	2	UNI-PEX WA-371CD ワイヤレスマイク2本 UNI-PEX WA-372CD ワイヤレスマイク2本
拡声器	3	TR-215A (6W 防滴型)
自治会加入促進用「のぼり旗」	10	150cm×45cm
ワンタッチオールアルミテント	1	天幕無地 白 3.0m×3.0m 総重量 27.5 kg

(8) 平塚市自治会連絡協議会会員名簿

平塚市自治会連絡協議会では、市が市民や事業者から自治会（町内会）長の連絡先の問い合わせを受けた際、すみやかに対応できるよう、毎年、年度当初に協働推進課が取りまとめを行い、自治会（町内会）連合会長、単位自治会（町内会）長の氏名、住所、電話番号、回覧数を掲載した、「平塚市自治会連絡協議会会員名簿」を作成しています。

作成した名簿は、協働推進課が窓口となり、業務上必要な市の部署に提供しておりますが、名簿の取扱いについては、「平塚市自治会連絡協議会会員名簿取扱要領」を定め、提供を受けた各部署が鍵のかかるキャビネット等に保管するなど、平塚市個人情報保護条例に基づき、厳重に管理しています。



次のような場合にのみ市から市民や事業者へ情報を提供しています。

- (1) 自治会（町内会）への加入を希望する場合
- (2) ごみ集積所に関する問い合わせが必要な場合（ただし、営業や自治会活動に関係のない依頼については情報を提供しない。）
- (3) 不動産の売買や賃貸借契約に際して、対象となる地域の自治会（町内会）に関する情報が必要な場合
- (4) 自治会（町内会）等の地域組織が円滑に活動を行うため、情報提供することが必要な場合

上記に該当した場合の各部署の対応

- (1) 自治会（町内会）長の連絡先が必要な理由を確認のうえ、上記に該当する場合にのみ情報を提供する。
- (2) 情報提供の理由に該当するか判断し難い場合には、協働推進課と協議する。
- (3) 情報提供にあたっては、市民や事業者に対し、氏名（事業者の場合は、企業名と担当者名）、連絡先、情報が必要な理由、該当する自治会（町内会）名を整理票に記入してもらう。
- (4) 各部署は整理票を年度終了後に協働推進課へ提出する。



自治会（町内会）加入等についての協議

市では、新築の分譲集合住宅や賃貸住宅等の建設を予定されている建築主や開発事業者等に対し、入居予定者の自治会（町内会）加入等について、自治会（町内会）等と協議するよう依頼をしています。

協議を行うに当たり、自治会（町内会）長に連絡が入ることがございますので、ご協力をお願いします。

(9) 平塚市における自治会等への加入促進に関する協定書

平塚市自治会連絡協議会（以下「甲」という。）、社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部（以下「乙」という。）及び平塚市（以下「丙」という。）は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）がよりよい地域社会の醸成及び住民の福祉向上に資するとの基本的認識に立ち、平塚市内における自治会等への加入促進に関し協力して取り組むことについて、次のとおり協定書を締結する。

- 1 甲、乙及び丙は、自治会等への加入促進のため、互いに連携して、加入促進に向けた情報共有及び連携した取組等を行い、安心安全な住みよいまちづくりに努めるものとする。
- 2 乙は、平塚市内における住宅の販売、賃貸の管理、仲介等を行う場合において、加入申込書を配布する等により、当該住宅に係る世帯に対し自治会等への加入を勧めるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、乙が行う自治会等への加入促進の取組に必要な加入申込書、案内チラシ等を提供するものとする。
- 4 乙は、上記2に規定する世帯が分譲等の理由により相当数にわたる場合は、必要に応じて甲に情報提供し、当該世帯が属すべき自治会等の区割り、加入促進等を協議するものとする。
- 5 丙は、別に定める規模以上の共同住宅建築又は宅地開発事業に関する事前協議の申請があった場合は、当該申請を行う事業者に対し、当該申請に係る区域の自治会等と自治会等への加入について協議するよう依頼するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）その他の法令等を遵守の上、この協定書に係る個人情報を取り扱うものとする。
- 7 この協定書の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年（2011年）2月7日 調印

自治会運営コラム

V. 個人情報保護の問題

平成 17 年の「個人情報保護法」施行以降、個人情報の取扱いに関して過剰な反応が起き、地域においても自治会（町内会）の会員名簿をはじめ学校の緊急連絡網が作成できなくなる等の事態が生まれました。

自治会（町内会）も多くの制約を受けることになり、高齢者の見守りや防災の観点で個人情報の取扱いについて不安に感じることも多いのではないのでしょうか。

平成 29 年 5 月 30 日に施行された改正個人情報保護法では、自治会（町内会）等の非営利組織も同法の適用対象となります。また、令和 2 年 6 月の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）、令和 3 年 5 月の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、個人情報の漏洩事故が発生した際の対応について変更されました。

会員名簿の作成等、個人情報を取り扱う場合は、以下の点に細心の注意を払い、取扱いについてのルールを定めておきましょう。

- 1 作成する目的（災害時の緊急対応等）や配付する範囲を明確にする。
- 2 取得する個人情報は、目的を達成する必要最小限とする。
- 3 個人情報を書面で取得する場合は、その書面にも利用目的を明記する。
- 4 取得した個人情報は、取得した目的以外では利用しない。
- 5 盗難・紛失にあわないようきちんと管理する。パソコン等で作成する場合は、きちんとしたセキュリティ対策を行う。
- 6 取得した個人情報に誤りがあった場合、訂正を受け付ける連絡先を決めておく。
- 7 利用目的の範囲外の者に、名簿を原則提供してはならない。災害発生時の安否確認等のために例外的に提供する場合を除き、第三者に提供する際は必ず本人から同意をとる。
- 8 個人情報が不要になった場合、電子データは削除し、紙のデータはシュレッダーで裁断して復元できないよう確実に廃棄する。